

## 告 示

### 埼玉県告示第六百十二号

平成十二年埼玉県告示第五百七号（建築基準法の規定に基づく申請の手数料を算定するための床面積の算定方法について）の一部を次のように改正し、平成二十七年六月一日から施行する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示中「同項第五号金額の欄イ及び同項第九号金額の欄イ」を「同項第六号金額の欄イ及び同項第十号金額の欄イ」に、「別表都市整備部の項第五号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第六号金額の欄イ」に、「別表都市整備部の項第九号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第十号金額の欄イ」に改める。